法令及び定款に基づくインターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

第10期（2017年12月１日～2018年11月30日）

株式会社ファンドクリエーショングループ

法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、ご提供しているものであります。
（https://www.fc-group.co.jp/）

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、2015年５月１日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則の改正内容に基づいて、「内部統制システムの基本方針」の一部改定を決議いたしました。改定後の内容及び運用状況は以下のとおりであります。

（最終改定　2015年５月29日）

⑴　当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　当社グループは、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会事務局がコンプライアンス委員会の方針に基づいて、継続的にコンプライアンス・プログラムを策定し実施する。

②　当社グループは、コンプライアンスに関する社内研修等をコンプライアンス・プログラム等に基づいて定期的に行う。

⑵　当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、内部情報管理規程やインサイダー取引管理規程、文書管理規程等に基づいて、各主管部門が定期的にその運用状況を調査・確認するほか、必要な場合にはコンプライアンス委員会等を開催し、必要な施策を講ずる。

⑶　当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　当社グループのリスクマネジメント基本規程に基づいて、リスク管理を推進する会議体であるコンプライアンス委員会にて、必要なリスク回避策を全社的に行う。

②　各部門は、コンプライアンス委員会の方針の下に、定期的にリスク管理の状況を当該委員会に報告し、リスク管理上の必要な指示を受ける。

③　当社グループは、社会の秩序と安全を脅かす反社会的勢力に対しては、警察等関係機関とも連携して、断固とした姿勢で臨むことを基本方針とする。対応統括部署は専門の外部機関と連携し、情報収集や取引先のチェックを行い反社会的勢力の事前排除ができる態勢づくりを進める。また、暴力団対応マニュアルやコンプライアンスマニュアルを整備し、社内研修において内部統制の内容等の役職員への周知徹底を図る。

⑷ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社グループは、原則毎月１回の定例取締役会と、必要に応じて臨時取締役会にて重要事項を付議する。付議すべき重要事項については「取締役会規程」、「稟議規程」に定める。

② 当社グループの取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づきこれを執行する。

⑸ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 関係会社管理規程に基づいて、関係会社から当社へ必要な情報の連絡・報告を受ける手続を定め、特に重要なものについては、関係会社申請書に基づいて社内稟議を行う。

② 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、グループ各社について内部監査を実施し、代表取締役、監査役及び取締役会に報告を行う。

⑹ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社グループは、監査役の職務を補助すべき使用人に関しては、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置することができる体制を確保することとしている。

⑺ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役が指示した業務については、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。

② 監査役補助者を設置した場合は、監査役補助者の人事異動、人事評価等については常勤監査役の事前同意を得ることとしている。

⑻ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 当社グループの取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に必要な報告を行う。

② 監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して上記内容の報告を求めることができる。

⑼　監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

⑽　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役会は、職務の遂行上必要と認める費用について、予め予算を計上できるものとする。また、緊急又は臨時に支出した費用については、事後的に会社に請求できる。

⑾　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査計画に基づいて、必要な業務監査等を、代表取締役や会計監査人との定期的な意見交換会、内部監査室との連絡会を通して行う。

⑿　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制の整備及び運用を行う。

⒀　その他業務の適正を確保するための体制

当社グループの取締役会は、弁護士、監査法人及び税理士等外部専門家に適宜相談し、コンプライアンス上の重要な問題、取締役及び使用人の業務執行の適正に関わる重要な問題並びに業務執行の適正を確保する方策について付議している。当社グループの取締役会は、専門家の意見を踏まえ、これら付議事項について審議・決定している。

（上記業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要）

①　内部統制システム全般

当社グループにおける業務の適正を確保するために、グループ横断的な規程の策定、監査役及び内部監査室による定期的な業務監査・内部統制監査を実施し、当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用の状況の監視・検証を行いました。また、監査役及び内部監査室は金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行い、当社の財務報告に係る内部統制が有効であると確認しました。

② **取締役の職務執行**

当事業年度は定例を含め16回の取締役会を開催し、経営上の重要案件については、経営会議等の社内協議を経てから取締役会に上程しております。また、取締役会では決議事項の審議及び経営方針・経営戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

③ **当社グループにおける業務の適正性の確保**

当社取締役及び執行役員等がグループ各社の役員に就任し、グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われているかを監督しております。また、内部監査室が内部監査計画に基づき、当社並びにグループ各社の内部監査を実施しており、これを確保する体制を整備しております。

④ **コンプライアンス**

法令遵守体制の点検・強化を推し進めるため「コンプライアンス規程」に基づき当社グループのコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策の立案・実施を行うとともに、コンプライアンスに係る教育を実施し、意識の向上を図っております。

連結株主資本等変動計算書

（2017年12月 1 日から
2018年11月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2017 年 12 月 1 日　残高	1,170	664	519	△1	2,351
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	0	0	－	－	1
剰余金の配当	－	－	△37	－	△37
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	－	－	△48	－	△48
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	0	0	△85	－	△84
2018 年 11 月 30 日　残高	1,171	664	433	△1	2,267

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2017 年 12 月 1 日　残高	45	0	46	2	2,400
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	－	－	－	－	1
剰余金の配当	－	－	－	－	△37
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	－	－	－	－	△48
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	2	△0	2	△0	2
連結会計年度中の変動額合計	2	△0	2	△0	△81
2018 年 11 月 30 日　残高	48	0	48	2	2,318

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

（1）連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	８社
・連結子会社の名称	㈱ファンドクリエーション
	ファンドクリエーション・アール・エム㈱
	㈱FCインベストメント・アドバイザーズ
	FCパートナーズ㈱
	FC Investment Ltd.
	上海創喜投資諮詢有限公司
	㈱ヘラクレス・プロパティー
	湯布院塚原プロパティー（同）

（2）主要な非連結子会社の名称等　㈱リンキンオリエント・インベストメント
湯布院塚原ソーラー・エナジー（同）
㈱ヘラクレス・プロパティー・アルファ

（連結の範囲から除いた理由）

上記の非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲より除いております。

（3）持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

非連結子会社	㈱リンキンオリエント・インベストメント
	湯布院塚原ソーラー・エナジー（同）
	㈱ヘラクレス・プロパティー・アルファ
関連会社	徳石忠源（上海）投資管理有限公司

（持分法を適用しない理由）

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

（4）開示対象特別目的会社

開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社との取引金額等については、「8．開示対象特別目的会社に関する注記」に記載しております。

（5）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、FC Investment Ltd.は８月31日、上海創喜投資諮詢有限公司は12月31日が決算日であります。連結計算書類の作成に当たって、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

（6）会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．売買目的有価証券　　時価法（売却原価は移動平均法により算定）

ロ．その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法に基づく原価法（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるものについては、入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法により算定）

ハ．たな卸資産

販売用不動産（不動産信託受益権を含む）

個別法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

未成工事支出金　　個別法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　　定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び構築物、並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法によっております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　６～30年

工具、器具及び備品　４～20年

ロ．無形固定資産　　自社利用のソフトウェアについては、社内における使用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③　重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産又は負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑤　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．消費税等の会計処理	税抜方式によっております。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は発生年度の期間費用としております。
ロ．連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

2．会計方針の変更に関する注記

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号平成30年１月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等を2018年４月１日以降適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第８号　平成17年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

3．表示方法の変更

該当事項はありません。

4．追加情報

該当事項はありません。

5．連結貸借対照表に関する注記

（1）担保に供している資産

有価証券	105百万円
投資有価証券	20百万円
棚卸資産	105百万円
その他（流動資産）	2百万円
計	233百万円

（2）担保付債務

短期借入金	180百万円
未払金	28百万円
計	208百万円

（3）有形固定資産の減価償却累計額　33百万円

6．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	37,475,371株	17,000株	－株	37,492,371株

（注）発行済株式の株式数の増加17,000株は、ストック・オプションの権利行使によるものです。

（2）自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	27,500株	－株	－株	27,500株

（3）剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年2月27日定時株主総会	普通株式	37	利益剰余金	1	2017年11月30日	2018年2月28日

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年2月27日定時株主総会	普通株式	37	利益剰余金	1	2018年11月30日	2019年2月28日

（4）新株予約権に関する事項

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	196,000株	1,248,000株
新株予約権の残高	1,960個	12,480個

（注）上記新株予約権は、2014年2月18日開催の取締役会において発行が決議されたものであります。

7．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余裕資金は、安全性の高い金融資産で運用し、事業資金は銀行借入又は社債発行等により調達しております。デリバティブは、資金の借入・運用等に係るいわゆる市場リスク（為替相場変動リスク及び借入金利変動リスク）を回避するために利用し、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金及び立替金は、取引先の信用リスクに晒されております。有価証券及び営業投資有価証券並びに投資有価証券は、売買目的、投資目的、業務上の関係を有する企業の株式等であり、発行体の信用リスク又は市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に本社事務所の賃貸契約に係るものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。未払金は、そのほとんどが１ケ月以内の支払期日であり、短期借入金、１年内返済予定の長期借入金は、主に事業資金及び運転資金等に必要な資金の調達を目的としたものであります。なお、デリバティブ取引は、行っておりません。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、リスクマネジメント基本規程等の社内規程に基づき、グループ全体のリスク管理を統括するとともに法令等の遵守を徹底した業務運営を目指すコンプライアンス委員会等を通じてリスクに関わる諸問題の解決・改善を図る体制を敷いております。

イ．信用リスクの管理

信用リスクに対する当社グループの管理は以下のとおりであります。

・営業債権

経理規程及び各部門の各業務管理規程等に従い、管理部及び各部門が必要に応じ取引先の調査及び分析、未回収額の迅速な原因分析を行い、信用リスクの軽減を図っております。

・有価証券、営業投資有価証券、投資有価証券

管理部が担当部門と連携して時価や市況、発行体（主として取引先企業）の財務状況等を把握し、市場価格のある有価証券等については毎月開催の定例取締役会において報告しております。

・デリバティブ取引

デリバティブ取引は行っておりません。

ロ．市場リスクの管理

市場リスクに対する当社グループの管理は以下のとおりであります。

・為替リスク

外貨建の預金及び営業債権・債務残高は僅少のため、為替リスクを管理する重要性は低く、今後、その重要性が高まってきた場合には、先物為替予約等を利用しヘッジします。

・金利リスク

原則として固定金利により資金調達しますが、変動金利での資金調達を行った場合は、金利スワップ取引を利用してヘッジします。

ハ．流動性リスクの管理

当社グループは、事業計画及び月次業績報告書等に基づき、管理部が資金繰り計画を作成・更新することにより、資金繰り状況を常に把握し、手元流動性を維持・確保しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
⑴　現金及び預金	893	893	－
⑵　売掛金	20		
貸倒引当金（※１）	－		
差引金額	20	20	－
⑶　立替金	115	115	－
⑷　有価証券及び営業投資有価証券、投資有価証券	492	492	－
①　売買目的有価証券	105	105	－
②　その他有価証券	386	386	－
⑸　敷金及び保証金	36	33	△3
資産計	1,557	1,554	△3
⑴　短期借入金	652	652	－
⑵　１年内返済予定の長期借入金	1	1	－
⑶　未払金	62	62	－
負債計	716	716	－
デリバティブ取引	－	－	－

（※１）貸倒引当金は、売掛金に対する回収不能見込額であります。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（１）現金及び預金、（３）立替金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）売掛金

回収不能見込額として貸倒引当金を控除したものを時価としております。

（４）有価証券及び営業投資有価証券、投資有価証券

これら市場価格を有する株式及び債券は取引所の価格及びこれに準ずる価格によっております。

（５）敷金及び保証金

合理的に見積もった使用想定期間に基づき将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

（１）短期借入金、（２）１年内返済予定の長期借入金、（３）未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式及び非連結子会社株式、出資金146百万円（投資その他の資産「その他」に計上した６百万円を含む）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（４）有価証券及び営業投資有価証券、投資有価証券 ②その他有価証券」には含めておりません。

敷金及び保証金60百万円のうち24百万円については、供託金や営業保証金等であり、返済時期が特定できないため、残存期間の将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

8．開示対象特別目的会社に関する注記

（1）開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社グループは、不動産ファンド事業において、民法上の任意組合契約に基づき、不動産ファンドを投資家に提供しており、当該ファンドの仕組みの一環として、特別目的会社（任意組合）を利用しております。任意組合は、投資家が、共同の事業として不動産を信託財産とする信託受益権を取得したうえで、当該不動産の保有及び運用から生じる損益の分配を受ける目的で組成されております。当該不動産の賃貸損益、売却損益等は、投資家に帰属します。なお、当社は業務執行組合員（理事長）として、当社子会社は適格機関投資家として、それぞれ極少額の金銭出資を行っております。また、当社は業務執行組合員（理事長）として、任意組合契約に従い報酬を得ております。

なお、当連結会計年度における直近の財政状態は以下のとおりであります。

	当連結会計年度末 (2018年11月30日)
特別目的会社数	2社
直近の決算日における資産総額（単純合算）	1,376百万円
負債総額（単純合算）	11百万円

（注）開示対象特別目的会社は2組合ありますが、決算未確定のため2017年12月期の数値を記載しております。

（2）開示対象特別目的会社との取引金額等

取引の概要	主な取引の金額又は 当連結会計年度末残高 (百万円)	主な損益	
		項目	金額（百万円）
出資金の払込額	－	売上高	0
理事長報酬	－	売上高	4

（注）1．「出資金の払込額」は、任意組合への出資額を連結貸借対照表の「営業投資有価証券」に計上しております。当連結会計年度末現在、出資金の残高は20百万円であります。

（注）2．「理事長報酬」は、任意組合契約に基づく理事長報酬を計上しております。

（注）3．出資金に係る分配益は、売上高に計上しております。

（注）4．当連結会計年度末における開示対象特別目的会社数は2組合であります。

9．1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額　61円83銭

（2）1株当たり当期純損失（△）　△1円29銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

（注）記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2017年12月１日から
2018年11月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
		資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
						繰越利益剰余金		
2017年12月１日 残高	1,170	170	478	648	11	66	77	1,896
事業年度中の変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	0	0	－	0	－	－	－	1
剰余金の配当	－	－	－	－	3	△41	△37	△37
当期純利益	－	－	－	－	－	21	21	21
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	0	0	－	0	3	△19	△16	△14
2018年11月30日 残高	1,171	171	478	649	14	46	61	1,882

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2017年12月１日 残高	2	2	2	1,901
事業年度中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	－	－	－	1
剰余金の配当	－	－	－	△37
当期純利益	－	－	－	21
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	1	1	△0	0
事業年度中の変動額合計	1	1	△0	△13
2018年11月30日 残高	3	3	2	1,887

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法に基づく原価法

ロ．その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法
評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの　　移動平均法に基づく原価法
また、金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるものについては、入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

（2）減価償却資産の減価償却方法

イ．有形固定資産　　定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）、2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　　６～24年
工具、器具及び備品　５～15年

ロ．無形固定資産　　自社利用のソフトウェアについては、社内における使用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

（3）引当金の計上基準

貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（4）その他計算書類作成のための基本となる事項

イ．消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は発生年度の期間費用としております。

ロ．連結納税制度の適用　　連結納税制度を適用しております。

2．会計方針の変更に関する注記

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 平成30年１月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等を2018年４月１日以降適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第８号　平成17年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

3．表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4．追加情報

該当事項はありません。

5．貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　　15百万円

（2）関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）

イ．短期金銭債権	27百万円
ロ．長期金銭債権	2百万円
ハ．短期金銭債務	15百万円
ニ．長期金銭債務	32百万円

6．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

イ．営業収益	121百万円
ロ．営業費用	17百万円
ハ．営業取引以外の取引高	2百万円

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金繰入額否認	13百万円
未払事業税	0百万円
その他	0百万円
繰延税金資産合計	15百万円
評価性引当額	△14百万円
繰延税金資産合計	1百万円
繰延税金負債	
有価証券評価差額金	△1百万円
繰延税金負債合計	△1百万円
繰延税金資産の純額	△0百万円

8．関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱ファンドクリエーション	100	ファンドの運営管理	所有直接100	有	経営指導	経営指導料収入(注)1	98	売掛金	17
							雑収入	0	−	−
子会社	㈱FCインベストメント・アドバイザーズ	30	金融商品仲介業	所有直接70	無	経営指導 資金の貸付	資金の貸付	2	関係会社長期貸付金(注)3	46
子会社	ファンドクリエーション・アール・エム㈱	200	ファンドの管理	所有直接100	無	経営指導	経営指導料収入(注)1	23	売掛金	6
							雑収入	0	−	−
子会社	㈱ヘラクレス・プロパティー	3	不動産投資事業	所有間接100	無	資金の貸付	資金の貸付(注)2	200	−	−
							資金の回収(注)2	200	−	−
							受取利息	0	−	−

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1．経営指導料につきましては、グループ会社経営管理のための当社での必要経費を基準として決定しております。

2．金銭消費貸借取引に係る金利につきましては、市場金利を勘案して決定しております。

3．関係会社長期貸付金につきましては、44百万円の貸倒引当金を設定しております。

4．取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。

９．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額　　50円33銭
（２）１株当たり当期純利益　　0円57銭

（注）記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。